

平成 21 年 7 月 1 日  
財団法人日本容器包装リサイクル協会  
プラスチック容器事業部

事業者関係書類の作成要領  
(プラスチック製容器包装用)

事業計画関係書類は、以下内容に沿って提出してください。

1. 提出書類

提出書類は以下のとおりです。

項目	H21 登録事業者	新規登録申請事業者
(1) 登記簿謄本(法人の場合)又は住民票(個人の場合)	○	○
(2) 財務諸表類	直近一年分	直近三年分
(3) 納税証明書(その1. 納税額等証明用)	直近一年分	直近三年分
(4) 代表者印の印鑑証明書	○	○
(5) 相談役又は顧問に関する書類(注)	○	○
(6) 百分の五以上の出資者に関する書類(注)	○	○
(7) 会社案内	○	○
(8) 事業計画関係書類一式	別紙①, ④, ⑥ <sup>(注1)</sup>	別紙⑦を除く書類 <sup>(注2)</sup>

(注)

申請者が未上場企業又は個人である場合には、上記(5)、(6)の書類を提出してください。  
(上場企業の場合、上記(5)、(6)の書類の提出は必要ありませんが、上場市場名と証券コード番号を記載してください)

(注1)

債務超過事業者等については、別紙②及び別紙⑦をあわせて提出してください。  
(債務超過事業者等：直近期が債務超過である事業者及び民事再生、会社更生等、法的状況のいかんによらず、平成 21 年 6 月 30 日現在で、対外債務の不履行あるいは履行遅延の発生後 1 年未経過である事業者)

(注2)

債務超過事業者等については、別紙⑦も提出してください。

## 2. 提出書類内容

提出書類の内容は以下のとおりです。

- (1) 登記簿謄本（法人の場合）又は住民票（個人の場合）
  - 申請者が法人である場合には、登記簿の謄本
  - 申請者が個人である場合には、住民票の写し又は外国人登録証明書の写し（取得後3ヶ月以内）及び給与支払い事業者の開設届けなど、平成21年7月1日時点で事業開始後一年を経過していることが証明できる書類
- (2) 財務諸表類
  - 申請者が法人である場合には、貸借対照表および損益計算書を直近三年分、平成21年度登録事業者は直前一年分（設立後三年を経過していない場合には、設立後のものを提出してください）
  - 申請者が個人である場合には、資産に関する調書（法人の貸借対照表に相当するもの）
- (3) 納税証明書（その1．納税額等証明用）
  - 申請者が法人である場合には、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類を新規登録申請事業者は直近三年分、平成21年度登録事業者は直前一年分（設立三年を経過していない場合には、設立後のものを提出してください）
  - 申請者が個人である場合、所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類を新規登録申請事業者は直近三年分、平成21年度登録事業者は直前一年分（事業開始後三年を経過していない場合には、事業開始後のものを提出してください）
- (4) 代表者印の印鑑証明書
  - 申請者が法人である場合には、法人代表者の登録印鑑証明書（取得後3ヶ月以内）
  - 申請者が個人事業主の場合には、個人の登録印鑑証明書（取得後3ヶ月以内）
- (5) 相談役又は顧問に関する書類
  - 申請事業者に相談役又は顧問が置かれているときは、当該相談役又は顧問の氏名及び住所を記載した書類
- (6) 百分の五以上の出資者に関する書類
  - 申請事業者が法人である場合において、発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主又は出資者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該者のなした出資の金額を記載した書類
- (7) 会社案内
- (8) 事業計画関係書類一式

- 1) 経営方針（別紙①）  
再生処理事業を実施するにあたり、現在における経営方針を具体的に記入してください。（すべての事業者が提出してください）
- 2) プラスチック製容器包装再生処理事業に関する収支見通し（別紙②）  
※新規登録申請事業者、及び平成 21 年度登録事業者のうち債務超過事業者等  
再生処理事業の登録申請に当たり、収支見通しについて記入してください。
- 3) プラスチック製容器包装再生処理事業に関する設備投資等の経費内訳（別紙③）※新規登録申請事業者のみ  
再生処理施設設置に関して、資金の入手方法および経費の内訳について記入し、施設ごとに提出してください。
- 4) プラスチック製容器包装再生処理事業に関する事業責任者および現場責任者の業務経歴（別紙④）  
申請する再生処理事業に関する責任者の氏名および主な業務経歴を記入し、施設ごとに提出してください。  
なお、事業責任者および現場責任者は、下記の責務を負います。  
  
  - \*事業責任者の責務  
プラスチック製容器包装再生処理事業について設備投資や入札価格の設定等、経営戦略全般に関する責任を有し、同内容に関する協会からの質問等に対応可能であること。
  - \*現場責任者の責務  
プラスチック製容器包装再生処理施設に常駐し、日々の再生処理事業の詳細を把握するとともにその管理について責任を有し、同内容に関する協会の検査等に対応可能であること。
- 5) プラスチック製容器包装再生処理事業を実施するに必要な事業実績（別紙⑤）※新規登録申請事業者のみ  
事業実績は、資料 3（平成 22 年度プラスチック製容器包装再生処理事業者登録の登録要件）の「2. 事業実績について」に適合する事業実績を記入してください。
- 6) プラスチック製容器包装再生処理施設における地域環境教育への取り組み計画（別紙⑥）  
平成 22 年度における地域環境教育への取り組み計画を記入してください。
- 7) 財政的基礎審査について（別紙⑦）  
直近期が債務超過である事業者及び民事再生、会社更生等、法的状況のいかんによらず、平成 21 年 6 月 30 日現在で、対外債務の不履行あるいは履行遅延の発生效后 1 年未経過である事業者（債務超過事業者等）は、「債務超過事業者等の提出書類」を提出してください。